

陳情第 8 号

市職員執務室の個室等の除去に関する陳情

- 1 受理年月日 平成28年3月31日
- 2 陳情者 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

3 陳情の要旨

下記の事項について、市に働きかけられたい。

記

1. 市役所及び出先機関等における立川市職員の執務室を、一律大部屋にすること
2. その際、市長を含む要職の個室の一切を除去し、開かれた執務室の構築をすること

4 陳情の理由

職員の不正又は執務様態不良を予防し、立川市政を開かれたものにするため、立川市職員の執務室を一律大部屋とすべきである。

開かれた執務室では、常に利用者を意識することで、職員の執務様態及び法令順守に係る意識の向上とともに、利用者からの信頼も期待できる。

また、利用者にとって、目的の部署を探し易く、さらに役所の敷居を低くし、親近感も得られ、利用者とし職員との距離も近くなる。

現に、埼玉県北本市では、市長改選に伴い、現王園孝昭市長本人の執務室も含め、通常の執務室が一律大部屋へ解放されており、絶賛されている。

会議室並びに来客若しくは来談者の控室及び相談室を除く、通常の執務室を一律大部屋にすることを、多くの地方公共団体が避けているが、職務上も物理的にも、決して不可能若しくは相当困難ではないことを、現王園孝昭市長率いる普通地方公共団体である埼玉県北本市が実証している。